

令和4年12月定例  
四万十町教育委員会  
会議資料

日 時：令和4年12月6日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について
- ② 議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ③ 議案第2号 四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- ④ 議案第3号 令和4年度教育委員会関係予算案（12月補正）について

### 5 協議事項

### 6 報告事項

- ① 文化的施設について

### 7 その他

- ① 12月定例議会一般質問について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 谷口 和史、 野中 裕子
事 務 局	浜田 章克、 味元 伸二郎、 岡 英祐、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

区域外就学の協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和4年12月6日 提出

四万十町教育長 山脇 光章



## 参 考

### ○ 学校教育法施行令【抜粋】

(昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号)

(区域外就学等)

第 9 条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。



参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による



議案第2号

四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

四万十町立学校給食センター条例（平成18年四万十町条例第171号）第5条に基づき四万十町立学校給食センター運営委員会の委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和4年12月6日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和4年度 四万十町立学校給食センター運営委員会委員

選出区分	氏名	所属
(1) 給食対象学校の校長代表	黒岩 範久	窪川中学校長
	中内 聖二	大正中学校長
	武田 博文	十川中学校長
	久保田 徳雄	仁井田小学校長
	小島 ふみ子	田野々小学校長
	山岡 史子	昭和小学校長
(2) 給食対象学校のPTA会長代表	河野 英二	窪川中学校PTA会長
	森本 英和	窪川小学校PTA会長
	武内 啓晋	大正中学校PTA会長
	宮脇 英治	田野々小学校PTA会長
	山本 大輔	十川中学校PTA会長
	林 茂也	昭和小学校PTA会長
(3) 学識経験者	石川 恵理	大正町民生活課 保健師

任期 : 令和4年12月20日 ~ 令和5年3月31日

## 参 考

### 四万十町立学校給食センター条例 (平成 18 年四万十町条例第 171 号) 抜粋

(運営委員会)

第 5 条 給食センターに四万十町立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第 6 条 運営委員会は、15 人以内の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 給食対象学校の校長代表
- (2) 給食対象学校の P T A 会長代表
- (3) 学識経験者

第 7 条 運営委員会に委員の互選により、会長、副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第 8 条 運営委員会は、給食センターの運営に関し、教育委員会の諮問に答申する。

- 2 運営委員会は、前項の審議を行うために必要な調査及び研究を行う。

(任期)

第 9 条 運営委員会の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第3号

令和4年度教育委員会関係予算案（12月補正）について

令和4年度教育委員会関係予算案（12月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和4年12月6日 提出

四万十町教育長 山脇 光章